**認定制度のご案内**



**令和７年度　新規認定事業所募集**

**令和７年９月１６日(火)**

**令和７年１０月２４日(金)**

**募集期間**

**申請終了**

**対象事業所**

**認定期間**

**取組内容**

**申請開始**

徳島市内に所在する学校・企業・団体等。（支店、営業所等を含みます。）

認定日から２年を経過した日の属する月の末日。

（認定期間満了後、継続して取組みを行っていただける場合には、更新することができます。）

温室効果ガスの排出削減につながる取組みを幅広く対象とします。

（具体的な取組内容はチェックシートから選ぶことができます。）

**将来を担う世代に元気な地球を残していくため、**

**ＣＯ２をはじめとする温室効果ガスの排出削減につながる活動に積極的に**

**チャレンジしてくださる事業所を「徳島市ＣＯ２削減チャレンジ事業所」として認定し、**

**その活動を広く周知することで徳島市における脱炭素社会の実現を目指します。**

**「徳島市ＣＯ２削減チャレンジ事業所」**



提出・問い合わせ先

**表　彰**

**認 定 後**

**認　定**

**申　請**

〒770-8571　徳島市幸町２丁目５番地

徳島市 環境部 環境保全課　TEL:088-621-5213

E–mail：kankyo\_hozen@city-tokushima.i-tokushima.jp

徳島市トップページ→くらし・手続き→環境・衛生→地球温暖化対策→

→「徳島市ＣＯ２削減チャレンジ事業所」を募集しています

①　申請様式（申請書、チャレンジ宣言書、チェックシート）を市ホームページからダウンロードしてください。

②　チェックシートに記載の取組項目から、取組みたいものを評価点の合計が２０点以上になるようにチェックしてください。

（チェックシートにない独自の取組みは自由に追加記入してください。）

③　取組内容を決定したら、申請書、チャレンジ宣言書を作成し、チェックシートとあわせて電子メール又は郵送で提出してください。

①　市が申請を受付・審査します。

②　適当と認められた場合、認定証を交付します。

③　認定された事業所については、市ホームページ等で広く市民の皆様へ周知いたします。

①　チャレンジ宣言書に基づき、取組みを実践してください。

②　認定日から１年後及び２年後に取組状況を市に報告してください。

認定期間中、温室効果ガスの排出削減に貢献した事業所を表彰し、市ホームページ等で公表します。

**申請～取組みチャレンジの流れ**